

第5章 計画の推進と進行管理

1. 推進体制
2. 進行管理
3. 計画の推進

1. 推進体制

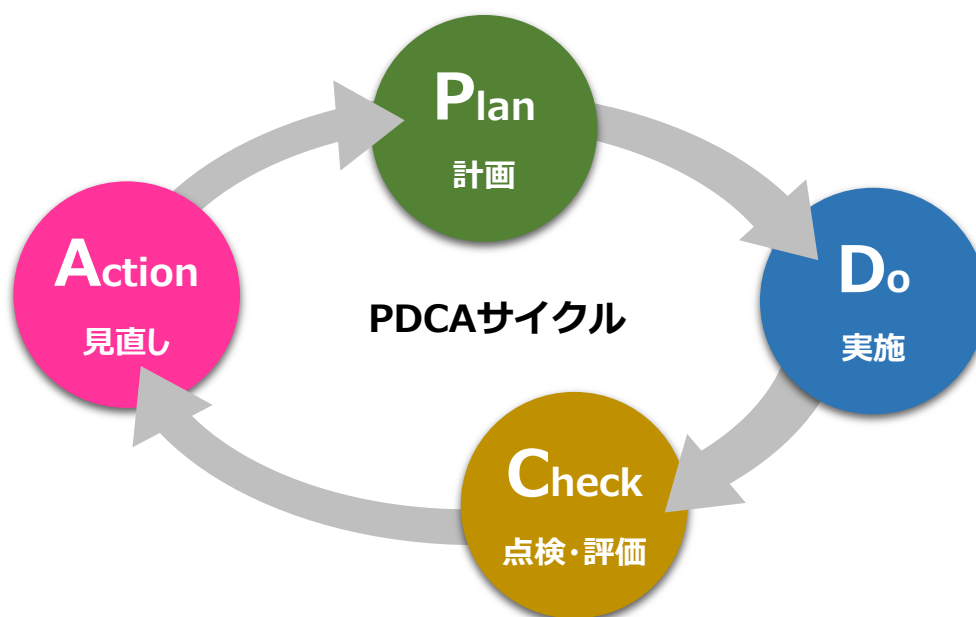
地域福祉を推進する主体は、すべての住民や事業者等を含めた村民、村社会福祉協議会をはじめとする福祉関係団体及び行政です。

それらの主体が相互に連携して地域や地域住民の生活課題を解決し、すべての人が居場所と生きがいをもって暮らし続けることのできる地域社会の実現を目指します。

2. 進行管理

本計画の進行管理は、「計画（Plan）・実施（Do）・点検（Check）・見直し（Action）」の循環（PDCA サイクル）によって行います。

計画の策定を主導した「地域福祉計画推進会議」は、各施策の実施結果の報告を受けてその内容を点検・評価します。改善が必要な内容については、是正を提言し、次期計画へとつなげていきます。



3. 計画の推進

本計画を実効性高く推進するため、計画の理念「～解かり合い 支え合い ともにつくる こちよいムラ～」が幅広く住民に浸透し共有されるよう、広報紙をはじめさまざまな媒体や機会を活用し、周知を図ります。

また、高校生・大学生などの若い世代が、これからも地域福祉計画推進会議に参加し、幅広い世代の考え方や行政の施策等につれ、議論に加わり、地域を支える当事者としてその経験を発信することで、若い世代のみならず、すべての世代で推進される計画となるよう努めます。